

社団法人 那覇法人会 女性部会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当部会は、社団法人 那覇法人会女性部会と称する。

(事務所)

第2条 当部会は、事務所を社団法人 那覇法人会（以下親会という）の事務局内におく。

(目的)

第3条 当部会は、女性の持つ創造性と活動力をもって税知識の向上と教養を深め、企業経営の発展に資すると共に会員相互の親睦を図り、併せて親会の目的及び事業に対し積極的に協力するものとする。

(事業)

第4条 当部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 税務、経営等に関する各種講習会、研修会の開催
2. 部会員の親睦を図るため必要な事業の開催
3. 親会の事業活動への積極的な協力
4. その他、目的を達成するために必要な事業を行う

第2章 部会員

(部会員)

第5条 当部会会員は、親会会員である経営者並びに会社幹部で、当部会の目的及び事業に賛同する女性をもって組織する。

(入会及び退会)

第6条 入会及び退会を希望するものは、所定の書式により手続きを行うものとする。

(部会費)

第7条 部会員は、部会会議の決議を経て別に定めるところにより、部会費を納入するものとする。

2. 既納の部会費は、原則としてこれを返還しない。

第3章 役員

(役員)

第8条 当部会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| 1. 部会長 | 1名 |
| 2. 副部会長 | 3名以内 |
| 3. 幹事 | 若干名 |

(役員を選任)

第9条 役員は、部会会議において選任し、親会会長が委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。増員または補欠のため選任された役員任期は、その残余期間とする。役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員職務)

第11条 部会長は、当部会を代表し会務を総理する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
3. 幹事は、部会長、副部会長を補佐し、会務の執行に当る。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、部会会議及び役員会とする。

2. 部会会議は部会長が必要と認めたときに開催する。

(部会会議)

第13条 部会会議は、部会員によって構成し、情報・意見交換等を行なうとともに、当部会の事業に関し必要な事項を議決する。

(会議の招集)

第14条 部会長は会議を招集し、会議の議長となる。会議の議事は、出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は議長が裁決する。

(役員会)

第15条 役員会は、役員によって構成し、当部会の重要な事項を審議するとともに、部会会議の議を経た事業を推進する。

(財 政)

第 16 条 当部会の運営に必要な経費は、部会費及び親会の定める予算によってまかなうものとする。

事業運営上必要あるときは、臨時の負担金を徴収することができる。

第 5 章 会則の変更

(会則の変更)

第 17 条 この会則は、部会会議の決議を経て、親会理事会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑 則)

第 18 条 この会則に定めのない事項については、親会の定款を準用し役員の協議によって決定するものとする。

改正 第 7 条 (部会費) 第 8 条 (役員) 第 9 条 (役員を選任) 第 11 条 (役員の職務) 第 12 条 (会議) 第 13 条 (部会会議) 第 14 条 (会議の招集) 第 15 条 (役員会) 第 16 条 (財政) 第 17 条 (会則の変更)

親会理事会承認 平成 23 年 4 月 14 日付